

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	収納課、保険年金課、介護保険課、住宅政策課
委 託 業 務 名	大津市コンビニエンスストア等収納代行業務委託
委託業務場所	大津市御陵町
概 要	各コンビニチェーン本部等より送信される収納データや収納金を円滑に処理するため、収納データの一元化及び収納金の取りまとめ・払込を行う。また、各コンビニチェーン等と本市の間に入り、連絡・調整やトラブル対応を行う。
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 金 額	月額基本料 1 ヶ月 1 5 , 0 0 0 円[税抜] オプション利用料 1 ヶ月 9 0 , 0 0 0 円[税抜] コンビニエンスストア収納代行手数料 1 件 7 5 円[税抜] コンビニエンスストア収納以外代行手数料 1 件 5 5 円[税抜]
契約の相手方	〔所在地〕 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号 〔名 称〕 株式会社 N T T データ
契約相手方の選 定 理 由	株式会社 N T T データについては、平成 2 3 年度にプロポーザル方式の随意契約で選定し、平成 2 4 年 5 月からコンビニ収納を開始した。その後随意契約による契約更新を 4 回行い、現在の契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までである。本市の市税、保険料等の収納システムは同社仕様のコンビニ収納用バーコードに合わせ構築している。次期契約において業者を変更した場合、現システムの改修等や、既発行納付書の使用期限までは並行利用契約を締結する必要があるなど多大な経費がかかり、市民サービスにも影響を与える。 以上のことから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までにおいても、株式会社 N T T データを収納代行業者として選定し、同社と随意契約を行う。

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	---

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。